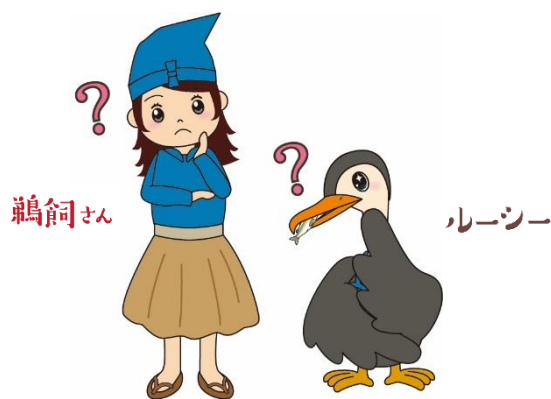

マイナ保険証 Q&A

令和 7 年 6 月作成 ver.4



岐阜支部マスコットキャラクター



全国健康保険協会 岐阜支部
協会けんぽ

目次

はじめに	3
安全性について.....	4
Q1 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。	4
Q2 マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか？	5
マイナンバーが変更になったとき	5
Q3 個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか？	6
ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法	6
医療機関関係	7
Q4 令和6年12月2日以降の受診方法はどのように変わりますか？	7
マイナ保険証のメリット	8
マイナ保険証の使用方法	9
マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法	10
資格情報のお知らせについて	10
資格情報のお知らせの発行について	11
Q5 マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか？	11
Q6 マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか？ ..	11
Q7 顔認証付きカードリーダーでの顔認証はどのような仕組みで行っているのす か？	11
Q8 かかりつけの医療機関・薬局ではマイナンバーカードでの受付をしてもらえま せん。医療機関・薬局にマイナンバーカードと保険証の両方を持っていく必要があり ますか。	12
Q9 マイナ保険証を持っていない場合は医療機関等へどのように受診したらよいで すか？	12
資格確認書について	13
資格確認書の発行について	13

手続き方法	14
Q10 マイナンバーカードはどうやって取得できますか？	14
Q11 本人が子どもや入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？	15
Q12 マイナンバーカードの有効期限はありますか？	15
Q13 マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか？	16
Q14 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか？	18
その他	19
Q15 従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降どうなりますか？	19
Q16 新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、担当者が注意すべきことはありますか？	19
新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に事業所にお送りするものの	20
Q17 健康保険証の制度が変わることで、被扶養者資格再確認には何か影響はありますか？	21
Q18 従業員が退職した際の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却はどうしたらよいですか？	21
お問い合わせ先	22
マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関するお問い合わせ	22
マイナンバー、マイナンバーカードに関するお問い合わせ	23

はじめに

この冊子は、協会けんぽの加入者様向けの情報を記載しています。

また、情報は令和 6 年 12 月時点で国から示されている方針や、協会けんぽ岐阜支部が独自に調査した情報等に基づき作成したものです。

今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

最新情報は、広報誌「協会けんぽだより」、協会けんぽ岐阜支部メールマガジン、協会けんぽ HP などです。随時お知らせします。ぜひご覧ください。

- 広報誌「協会けんぽだより」（日本年金機構の「納入告知書」に同封 ホームページ：毎月 15 日頃更新）



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gifu/cat080/202401/>

- メールマガジン「協会けんぽ めるまが岐阜」（毎月中旬頃配信）



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gifu/cat130/>

- 協会けんぽ岐阜支部ホームページ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/gifu/>

安全性について

Q1 マイナンバーカードを持ち歩くのが不安です。

A 悪用は困難な対策がとられているため安心して持ち歩いていただけます。

① **マイナンバーカードの IC チップには、税や年金、健診結果や薬剤情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません！**

不正に情報を読みだそうとすると IC チップが壊れる仕組みです。また、カード利用には暗証番号等の認証が必要で、暗証番号を一定回数以上間違えるとカードがロックされます。(利用者証明用電子証明書については3回連続、署名用電子証明書については、5回連続)

② **マイナンバーを知られても、個人情報を調べることはできません！**

マイナンバーを使う手続きでは顔写真付きの身分証明書での本人確認が行われます。また、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではありません。手続きを受け付ける行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。そのため、情報が芋づる式で漏れることはありません。

詳しくはこちら

デジタル庁・総務省作成リーフレット



(<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001257094.pdf>)

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html) (令和6年12月6日利用) をもとに作成
マイナポータル「マイナンバーカードでマイナポータルに何度かログインに失敗するとロックがかかりますか。」(https://faq.myna.go.jp/faq/show/2404?category_id=9&site_domain=default) (令和6年12月6日利用) をもとに作成

Q2 マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか？

A マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、お電話でマイナンバー総合フリーダイヤルへご連絡をお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

0120-95-0178

※音声ガイダンス 2 番 紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付け

※一時停止の手続きは、原則ご本人様にお願いしておりますが、代理人による一時停止も可能です。

あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。再発行を希望される場合は、その後、住民登録のある市区町村窓口にて再交付申請をしてください。

再交付にあたっては、紛失したカードの廃止手続きが必要ですのでご注意ください。また自宅紛失のため遺失届が受理されない場合は、再発行手続きの際にその旨をお伝えください。再発行に必要な持ち物は、住民登録のある市区町村窓口へご相談ください。

※住民登録のある市区町村窓口にて申請書 ID、QR コード入りの交付申請書を発行いただくことで、オンラインでの申請も可能です。

マイナンバーカード総合サイト「マイナンバーカード及び個人番号通知書、通知カードを紛失してしまった場合はどうしたらいいですか？」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_lost_found1/) (令和 6 年 12 月 6 日利用) をもとに作成

マイナンバーが変更になったとき

マイナンバーカードの紛失・盗難等で上記のお手続きをされてマイナンバーが変更になった場合は、協会けんぽへマイナンバー新規(変更)登録申出書をご提出ください。マイナンバーが未提出(未登録)の状態ですと、マイナンバーカードによる医療機関等の受診ができなくなりますのでご注意ください。

Q3 個人情報の反映・紐づけは正しくできていますか？

A 協会けんぽでは、厚生労働省からの要請により、登録済みのデータ全件について、住民基本台帳の情報と照合を行いました。また、新規の登録時は住民基本台帳と照合を行っております。

照合の結果、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所の5情報に一定の不一致があり、異なるマイナンバーが登録されている疑いがある方については、ご本人様にご確認をお願いしております。

なお、確認ができるまでの間、医療保険等向け中間サーバーにおいて、医療情報等の閲覧は停止されています。

ご自身の情報が正しく紐づけられているか確認する方法

マイナ保険証の利用登録がお済みの方は、お持ちのスマートフォン（※）で「マイナポータル」にログインし、以下の手順でご確認いただけます。

※なお、マイナポータルの対応端末をお持ちでない場合、ご家族の方等が対応端末をお持ちであれば、ご自身のマイナンバーカードを使ってログインしていただけます。確認後には、必ずログアウトするようにしてください。



未登録の場合は、マイナ保険証の利用登録が必要となりますので Q13（P16、17）をご覧ください。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33112.html)（令和6年12月6日利用）をもとに作成

医療機関関係

Q4 令和6年12月2日以降の受診方法はどうに変わりますか？

A 原則、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（＝マイナ保険証）で受診していただきます。

なお、マイナ保険証での受診は既に始まっています。ぜひご利用ください。
マイナ保険証以外の受診方法は Q9（P12）をご覧ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

受診方法	年	2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12							

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険の記号番号等により、オンラインで受診者の健康保険の資格を確認することです。

マイナ保険証のメリット

メリット1 医療情報の共有化でより良い医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。

メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、最新の健康保険の資格で協会けんぽへ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

メリット3 マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできます！

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルと e-Tax を連携することで、データを自動入力できます。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html) (令和6年12月6日利用) をもとに作成

マイナ保険証の使用方法

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください



※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。
(ロックがかかっても顔認証はできます)

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

マイナ保険証（オンライン資格確認）に対応していない医療機関での受診方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証と合わせて「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで受診できます。

その他の受診方法としては、「健康保険証」と「資格確認書」があります。

健康保険証は、経過措置として令和 7 年 12 月 1 日まで使用することができます。

資格情報のお知らせについて

○健康保険の各種給付金等の申請や健診の受診の際に必要な記号・番号をお知らせするためのものです。

○資格情報のお知らせのみでは受診できません。

※オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示することで利用できます。

○マイナンバーカードと一緒に持ち歩いてください。

○退職等で資格喪失された方の資格情報のお知らせは返却不要です。

資格情報のお知らせ		(見本)
記号	21700023	番号 21 枝番 00
氏名	姓 協会 太郎	
生年月日	昭和 61年 1月 22日	
資格取得年月日	令和 〇年 〇月 〇日	
保険者番号	99999999	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	

資格情報のお知らせの発行について

○新規加入する方全員に発行し、事業所に送付します。

○紛失、き損された場合

健康保険資格情報のお知らせ交付申請書をご提出ください。再発行いたします。

Q5 マイナ保険証で受診するときに、限度額適用認定証は必要ですか？

A 不要です。

マイナ保険証によるオンライン資格確認で、資格情報が確認できるため、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」については、最新の健康保険の資格で協会けんぽへ申請を行って認定等を受けていることが条件となります。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html) (令和6年12月6日利用) をもとに作成

Q6 マイナ保険証で受付をすると医療機関等にどんな情報が提供されますか？

A ご自身で情報提供に同意した診療・薬剤情報や過去の特定健診の情報等が提供されます。同意していない情報が提供されることはありません。

また、医療機関等はマイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html) (令和6年12月6日利用) をもとに作成

Q7 顔認証付きカードリーダーでの顔認証はどのような仕組みで行っているのですか？

A マイナンバーカードのICチップ内に保存されている顔画像と、顔認証付きカードリーダーが撮影した顔画像が同一人であるかどうかを確認した後に撮影画像のデータは即時削除されます。顔認証で資格確認を行う場合、顔認証付きカードリーダーがご本人様の顔を撮影しますが、顔画像のデータが保存されることはありません。

Q8 かかりつけの医療機関・薬局ではマイナンバーカードでの受付をしてもらえません。医療機関・薬局にマイナンバーカードと保険証の両方を持っていく必要がありますか。

A 一部の例外（医師が高齢のため、診療報酬明細書を手書きで対応している場合等）を除き、保険診療を行う医療機関・薬局は、マイナンバーカードによる受付が義務付けられています。マイナンバーカードで受付する場合は、従来の保険証は必要ありません。

なお、マイナンバーカードの取扱いがない医療機関・薬局で受診した場合、マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）にご一報願います。必要に応じて、厚生労働省が該当する医療機関・薬局に状況を確認します。

マイナ保険証利用促進に取り組む医療機関・薬局は徐々に増加しています。

受診の際は、マイナ保険証をご利用いただきますようお願いします。

Q9 マイナ保険証を持っていない場合は医療機関等へどのように受診したらよいですか？

A マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。

資格確認書について

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
 - ※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 「資格確認書」の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」は会社へ返却してください。ご担当者様は、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた「資格確認書」については返却不要です。自己破棄も可能です。



資格確認書の発行について

以下のケースに該当するような、マイナ保険証を利用できない状況にある方に資格確認書を発行します。

- ・マイナンバーカードを所持していない
- ・マイナ保険証の利用登録をしていない
- ・家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある など

○新規加入する方

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に☑チェックをされた方に発行します。（資格確認書発行要否欄は令和6年12月2日以降に使用できる新様式にのみ設けられています。）チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。

また、健康保険資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。

○従来の健康保険証をお持ちの方

健康保険資格確認書交付申請書をご提出いただいた方に発行します。

また、令和6年11月30日までに資格取得されている方のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年7月～10月（岐阜支部加入者は10月）より順次発送する予定です。

手続き方法

Q10 マイナンバーカードはどうやって取得できますか？

A マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下 3 つの方法で地方公共団体情報システム機構に申請ができます。

1. オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2. 郵便による申請
3. まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカード交付までの期間

マイナンバーカードの交付申請から市区町村が交付通知書※1 を発送するまで、概ね 1 か月間※2 となっております。

※1 交付通知書は市区町村がマイナンバーカードの交付の準備ができた旨をお知らせする通知書です。

※2 交付申請書等に不備がある場合を除きます。

お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のホームページも、併せてご確認ください。

詳しくはこちら

マイナンバー総合サイト



(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)

厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)（令和 6 年 12 月 9 日利用）をもとに作成
マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを申請する」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)（令和 6 年 12 月 9 日利用）をもとに作成

Q11 本人が子どもや入院中などの場合、マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？

A 可能です。

マイナンバーカードはご本人様に申請していただく必要があります。

ただし、15 歳未満および成年被後見人の方は、法定代理人による代理申請が必要です。また、マイナンバーカードの交付申請書の記入が困難である場合については、介助者及び職員等の代筆のうえ、本人が押印を行うことで、有効なものとして認められます。

なお、交付（受け取り）については、本人が窓口へ出向くことが困難であると認められる場合、代理人による手続きが可能ですので、住民登録のある市区町村にご相談ください。

マイナンバー総合サイト「マイナンバーカードを代理で申請することはできますか？」

(https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_apply28/) (令和 6 年 12 月 9 日利用) をもとに作成

Q12 マイナンバーカードの有効期限はありますか？

A マイナンバーカードの有効期間は、発行日から 10 回目の誕生日（未成年者は 5 回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から 5 回目の誕生日までに設定されています。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の 2～3 ヶ月前を目途に有効期限通知書がお住まいの市区町村から送付されます。必要書類をお持ちのうえ、市区町村窓口で手続きを行ってください。

更新にかかる手数料は、無料です。

詳しくはこちら

マイナンバー総合サイト



(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>)

マイナンバー総合サイト「更新手続きについて」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/card/renewal/>) (令和 6 年 12 月 9 日利用) をもとに作成

Q13 マイナンバーカードの保険証利用登録（＝マイナ保険証の登録）はどうすればよいですか？

A マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。

申請には以下 3 つの方法があります。

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請
2. マイナポータルからの申請
3. セブン銀行 ATM からの申請

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

医療機関・薬局の 受付でもOK！

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

本人確認（顔認証等）



マイナンバーカード
を保険証として登録
マイナンバーカードを保険証
として利用するための登録が
必要です。
登録せずに終了
登録する
※カードリーダーのメーカーにより
画面が異なります

この画面から
お申込み

登録完了
マイナンバーカードが
健康保険証として利用可能に！

利用
同意取得（お薬情報など）

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転居・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先

マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

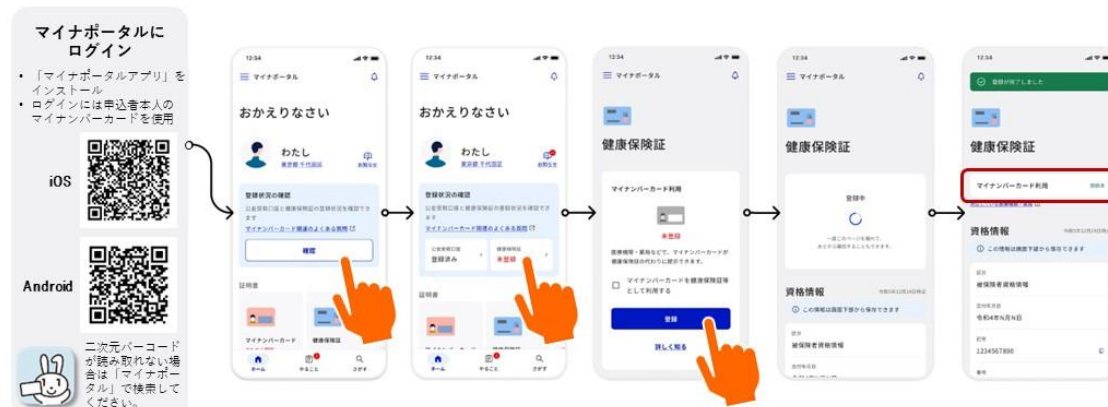
2. マイナポータルからの申請

**マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは
ご自身でマイナポータルでもできます！**

いますぐ手元で
できる♪



ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー、マイナポータルでの登録以外に、全国のセブン銀行のATMでも健康保険証利用登録をすることができます。

3. セブン銀行 ATM からの申請

**マイナンバーカードの健康保険証利用の
申込みはセブン銀行ATMで！**

●お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ（申込に必要な専用アプリ）に対応していない方
●スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方
→ **セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！**

ATMでの申込に必要なもの

マイナンバーカード + 利用者証明用パスワード（4桁）

ATMの操作に健康保険証は不要です。

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えます。

マイナ受付

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについて >>>
くわしくはこちら



健康保険証利用の申込みのお問合せ

マイナポータルフリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁 総務省 厚生労働省 セブン銀行

2024年2月現在

Q14 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか？

A 日本年金機構が資格取得届等処理してから約 2、3 営業日で、協会けんぽにおいて登録が完了し、マイナ保険証をお使いいただけます。

また、マイナポータルにデータが反映されるのは、日本年金機構が資格取得届等処理してから 5 日程度かかります。

ただし、マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することをお知らせします。

なお、一度マイナンバーカードを健康保険証として利用登録すれば、転職や退職をした際に登録し直す必要はありません。

○加入者の皆様へのお願い

新しく就職されたり扶養に入られたりした際、速やかに事業主にマイナンバーを届けるようにお願いします。

○事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

資格取得や扶養異動の手続は、事実発生から 5 日以内にマイナンバーを記載した「資格取得届」等を日本年金機構等へ届け出いただきますようお願いします。

※健康保険法施行規則上、5 日以内の届け出が義務付けられています。

その他

Q15 従来の健康保険証は令和 6 年 12 月 2 日以降どうなりますか？

A 現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和 7 年 12 月 1 日まで使用できます。

※令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社へ返却してください。

令和 7 年 12 月 2 日以降については健康保険証を会社や協会けんぽに返却する必要はありません。自己破棄も可能です。

○事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

- ① 令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で使用できなくなった健康保険証、②有効期限内に退職等で使用できなくなった「資格確認書」(P13) は、従来どおり「資格喪失届」または「被扶養者(異動)届」に添付して、事実発生から 5 日以内に日本年金機構等へご提出ください。

Q16 新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、担当者が注意すべきことはありますか？

A 現時点での対応は以下の通りです。

「資格取得届」および「被扶養者(異動)届」は、マイナンバーを記載し、事実発生から 5 日以内に日本年金機構等へご提出ください。

事業主・健康保険事務ご担当者様は、マイナ保険証をご利用いただくよう従業員様にご案内ください。

マイナ保険証をお持ちの場合、登録手続きが完了すれば新しい資格が反映され、マイナ保険証で受診できます。(P18 の Q14 参照)

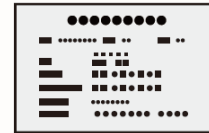
もしマイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書を資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に☑チェックをされた方に発行します。(資格確認書発行要否欄は令和 6 年 12 月 2 日以降に使用できる新様式にのみ設けられています。)

☑チェックがない場合も、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、資格取得から 30～50 日後に資格確認書を発行します。相当な期間を要しますので、「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に☑チェックするか「健康保険資格確認書交付申請書」をご申請ください。

新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際に事業所にお送りするもの

1 資格情報のお知らせ

新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。
各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。



資格情報のお知らせ：紙製

医療機関等 受診時の使い方

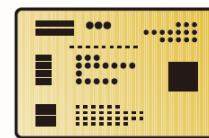
オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際、
資格情報のお知らせとマイナ保険証の両方を提示。
(資格情報のお知らせのみでは受診できません)

入手方法

協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。
紛失、棄損された場合は再交付の申請をお願いします。

2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。
マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診する際にご利用ください。



資格確認書：プラスチック製

医療機関等 受診時の使い方

医療機関等へ提示

入手方法

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に
☒チェックをされた方に発行します。

チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には
資格取得から30～50日後に発行します。

有効期限

最大5年間

3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

(マイナ保険証で受診される場合は、医療機関等受診時に高齢受給者証の提示は不要ですが、
オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する場合には必要となります。)



Q17 健康保険証の制度が変わることで、被扶養者資格再確認には何か影響はありますか？

A 現状はありません。これまで通りご提出をお願いします。

Q18 従業員が退職した際の保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却はどうしたらよいですか？

A 以下のとおりです。

保険証	令和 7 年 12 月 1 日までの退職の場合、 資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 令和 7 年 12 月 2 日以降の退職の場合、 保険証の返却は不要です。(自己破棄可能)
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。(自己破棄可能)

お問い合わせ先

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関するお問い合わせ

令和 6 年 9 月 2 日開設

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（通話料有料）

0570-015-369

受付時間

平日 8:30～17:15

外国語対応（22 カ国語）

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

マイナンバー、マイナンバーカードに関するお問い合わせ

① マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

0120-95-0178

受付時間

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30（※）

※1 番については、平日・土日祝ともに 9:30～20:00

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

受付内容

音声ガイダンスに従って、該当する音声案内番号を選択してください。

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ

② マイナンバーカードに関するお問い合わせ

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル 通話料有料）

0570-783-578

受付時間

8:30～20:00（年末年始 12月29日～1月3日を除く）

マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

③ 一部 IP 電話等で①・②のどちらのダイヤルに繋がらない場合（通話料有料）

050-3818-1250

④ 外国語対応

個人番号通知、通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーカード及び電子証明書
を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止（通話料無料）

0120-0178-27

0570-064-738※上記番号が繋がらない場合（通話料有料）

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

全日 8：30～20：00

※一時利用停止は 24 時間

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語

全日 9：00～18：00

マイナンバー制度、マイナポータルに関すること（通話料無料）

0120-0178-26

受付時間

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネ
シア語・タガログ語・ネパール語

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（年末年始除く）

マイナンバー総合サイト「お電話でのお問い合わせ」

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>)（令和 6 年 12 月 9 日利用）をもとに作成